

あきは 区役所だより

2026年(令和8年)
4月19日
毎月第1・3日曜日発行
第457号

区の人口	
人口	73,003人 (-141)
男	35,176人 (-65)
女	37,827人 (-76)
世帯数	31,267世帯 (+69)
令和8年3月末現在(カッコ内は前月比、住民基本台帳による)	

里山と水に囲まれて 花と緑あふれる 笑顔咲きそろうまち

編集・発行 新潟市秋葉区役所(制作:地域総務課) 〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009番地 電話 0250-23-1000(代表)

受診券は届いていますか？

自分のために 家族のために **毎年受けよう！健康診断**

生活習慣病やがんは、自覚症状が現れる前の早期発見が大切です。年に一度の健康診断を受けて「からだ」の状態を把握しましょう。
問い合わせ 健康福祉課健康増進係(☎25-5686)

40歳以上の健診(検診)対象者に「受診券」と案内冊子「検診いっ得」を送付しました

① 届いた封筒を開封します

封筒の中の「受診券」と「検診いっ得」を確認してください。「検診いっ得」には、どの検診が受けられるか、受診の際の注意事項、集団がん検診の日程などが記載されています。



対象者：40歳以上で、新潟市国民健康保険加入者または新潟県後期高齢者医療制度加入者、生活保護受給者 など
もしくは職場や加入中の健康保険でがん検診を受ける機会がない人

新潟市の特定健診やがん検診を受けるためには、受診券が必要です。受診券が届かない人で、職場などで検診を受ける機会のない人はお問い合わせください。
※社会保険加入者の特定健診は加入している保険者が行うため、勤務先や保険者へご確認ください
※令和8年2～4月中旬に新潟市国民健康保険に加入した人には、6月中旬ごろに発送予定です

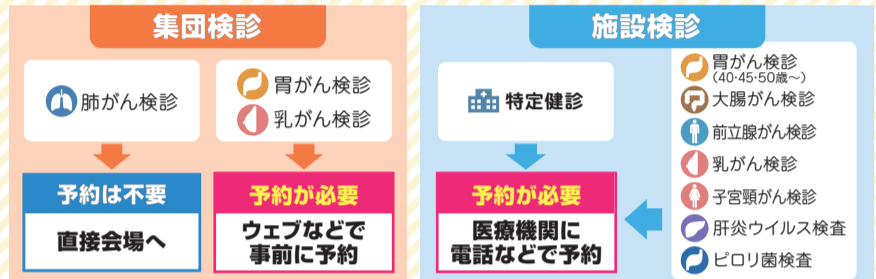
② 受診券の種類を確認します

加入中の健康保険によって受診券の種類が異なります。現在加入中の健康保険と受診券が合っているか、確認しましょう。

加入中の保険	新潟市国民健康保険	新潟県後期高齢者医療制度	その他の健康保険など
受診券	緑	ピンク	青

- 保険証が変わった場合→受診前に受診券の変更が必要
受診する前に、区役所1階14番窓口にて再交付を申請してください。
※新潟市国民健康保険から新潟県後期高齢者医療制度に変わった場合はそのまま使用できます
- 市民税非課税世帯の方
事前に申請することで無料になります。受診する2週間前までに、区役所1階14番窓口にて本人確認書類を持参して申請してください。

③ 「検診いっ得」を見て、受診場所と受診日を決めます



集団検診 新潟健康センターやコミュニティセンターなどに検診車が出向き実施します。詳しい日時や場所は「検診いっ得P7～14」をご確認ください。

胃がん・乳がん検診：スマホやパソコンを使って新潟市ホームページ(二次元コード)から予約可能です。ウェブ予約が難しい場合は市役所コールセンター(☎025-243-4894)へお電話ください。

予約受付期間：検診日の28日前～5日前
施設検診 「検診いっ得P17～22」から受診先を選びましょう。予約が必要です。事前に受診先へお問い合わせください。

④ 受診します

受診時の持ち物は、加入中の健康保険により異なります。「検診いっ得P3(特定健診)・P5(がん検診)」を確認しましょう。

⑤ 結果を確認します

集団検診 健康福祉課から郵送
施設検診 受診した医療機関で結果説明を受ける
検診を受けた後は結果を確認しましょう。特定健診の結果、メタボリックシンドロームまたはその予備軍に該当した場合には、特定保健指導をご案内します。保健師・管理栄養士などが生活習慣のサポートをしますので、ぜひご利用ください。(対象とならなかった人も希望があれば区役所の健康相談を利用できます)
※特定健診は病気で通院中の人も対象です。かかりつけの医師にご相談ください

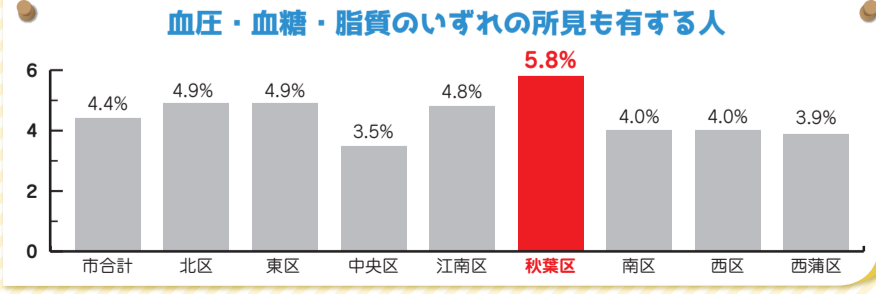
受診券が使えるのは
令和9年3月31日まで!
スケジュールに余裕をもって
受診しましょう



生活習慣病やがんは、早期発見・早期治療が重要

秋葉区民の生活習慣・健康状態は？ (令和6年度 新潟市国保特定健診結果より)

- ▶ 運動習慣がない人 **63.3%**
 - ▶ 血糖値が基準値を超えた人 **23.6%**
 - ▶ 血圧・血糖・脂質のいずれの所見も有する人 **5.8%**
- 秋葉区は 8区の中で 最も多い!!



生活習慣病は自覚症状がありません！



初期の生活習慣病は自覚症状がないことが多いため、いつの間にか病気が進行してしまう危険があります。特定健診では、20以上の病気のリスクがわかります。異変を感じてからではなく、異変を感じる前に定期的に健康診断を受診することで、早期発見・早期治療につなげましょう。

1年に1回! 健康診断を受診しましょう!

